

6. 防災対応を実行するに当たっての仕組み

社会的混乱を回避し、速やかにかつ確実に防災対応を取るため、国、都府県、市町村、企業等の各主体は取るべき防災対応を計画として、あらかじめ定めることが重要である。このため、国は、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価され、防災対応を取る必要があると判断した場合には、各主体に防災対応の実施を促すことができる仕組みを検討する必要がある。

(1) 防災対応の計画づくり

<防災対応の計画策定が必要な地域や企業>

いざというときに混乱なく適切に防災対応を取るためには、国、都府県、市町村、企業等は取るべき防災対応を計画として、あらかじめ定めることが必要である。

計画策定を求める対象については、震度6弱以上が想定される等南海トラフ地震で著しい被害が生ずるおそれがある地域を基本とし、同地域内の都府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関に加えて、大震法で地震防災応急計画が義務づけられているような、地震発生による被災等により社会に大きな影響を及ぼす可能性がある企業等についても、計画策定を求める必要がある。なお、計画の策定を求めない企業についても、個々の状況に応じて防災対応を検討・実施することが重要である。

計画策定に当たっては、住民や企業が個々の状況に応じて、避難や施設点検等の対応を確実に実施できるよう、訓練等を通じて、その手順を定めることが望ましい。

<国、都府県、市町村、企業等の間で調和の取れた防災対応>

国は、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応に関する基本的方針や、都府県、市町村や企業等が策定する計画の基本となるべき事項等を含めた計画を定め、これらの各主体の計画が矛盾なく調和のとれた形にするものとし、また、既存の諸計画と調和のとれたものにするのが重要である。

都府県は、国の基本の方針等を踏まえ、市町村等への情報伝達の方法や避難対象者・地域の考え方、平常時の広報、訓練等、市町村の計画の基準となる方針を計画で示す必要がある。

市町村は、国の基本の方針や都府県の計画等を踏まえ、地域住民等への情報伝達の方法や具体的な避難対象者・地域、平常時の広報、訓練等について計画で示す必要がある。

指定行政機関は、国の基本の方針等を踏まえ、関係機関等への情報伝達の方法や情報収集、平常時の広報、訓練等について計画で示す必要がある。

指定公共機関や計画策定が求められる企業等は、国の基本の方針や都府県及び市町村の計画等を踏まえ、利用者や従業員等への情報伝達方法や平常時の広報、訓練、施設点検等について計画で示す必要がある。

<地域ブロック等内で、調和の取れた防災対応の実施>

地方公共団体、指定公共機関等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連するため、地方ブロック等の単位ごとに、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行されるよう、必要に応じて、情報共有や協議等を行う場を整備・活用することが望ましい。

(2) 異常な現象が観測された際の情報のあり方

南海トラフ地震関連情報は、後発地震に備える旨の情報であり、「半割れケース」や「一部割れケース」においては、最初の地震に対する緊急地震速報や津波警報等が出ている中で発表されるものである。

<取るべき防災対応のレベルに応じた情報の名称や位置づけ>

避難を含めた防災対応と、日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応では、警戒のレベルが異なる。そのため、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、該当するケースや、警戒のレベルに応じた防災対応が取れるよう、情報の内容等について名称や位置づけを検討することが必要である。

＜大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されるまでの情報提供＞

「半割れケース」、「一部割れケース」においては、世界の統計から、最初の地震発生直後が、最も地震発生の可能性が高くなっている。現在の南海トラフ地震関連情報の運用では、気象庁は、異常な現象が観測されてから概ね30分後に調査を開始し、最短で2時間後に大規模地震発生の可能性が相対的に高まっているかを評価する。国は、その結果について、大規模地震発生の可能性の高まりを理解されるような情報提供をするとともに、その前にも、可能な限り早い段階から、様々な手段で、何らかの情報提供を行い、情報に注意する旨を住民や企業等に対し、周知する必要がある（図27、図28）。なお、この際、最初の地震発生後には、気象庁から発生した地震に対する緊急地震速報や津波警報等が発表されることから、住民や企業等がすでに発生した地震への対応と今後発生し得る地震への対応を混同しないよう、タイミングや内容等に配慮する必要がある。

異常な現象を観測してからの経過時間	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
(最短)5分程度以降 <small>※津波警報等や震度情報の発表状況を踏まえ、できるだけ速やかに発表 ※「ゆっくりすべりケース」は調査が必要と認められた場合</small>	今回の地震と南海トラフで想定されている大規模地震との関連性についての調査を開始しました。 今後の情報に注意し、できるだけ身の安全を守る行動を取ってください。		ひずみ計等で有意な変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性があるため、南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。 今後の情報に注意してください。
(最短)2時間程度 大規模地震の発生可能性が高まったと評価された時	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 1週間程度、あらかじめ定められた避難対象者※は避難するなど、警戒してください。 <small>※「避難対象者」は市町村等が定める</small>	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。
1週間 あらかじめ定めた最も警戒する期間の経過後 <small>※「ゆっくりすべりケース」は、変化が収まり、変化していた期間と概ね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合</small>	地震活動は当初に比べて徐々に低下していますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 避難を解除し、引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。	地震活動は当初に比べて徐々に低下していますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送ってください。	通常と異なるゆっくりすべりは概ね収まったと見られますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。
2週間 避難を前提とした期間(1週間) + 警戒レベルを上げることを中心とした期間(1週間)	地震活動は当初に比べて徐々に低下していますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送ってください。		

図27 国から発表する情報のイメージ

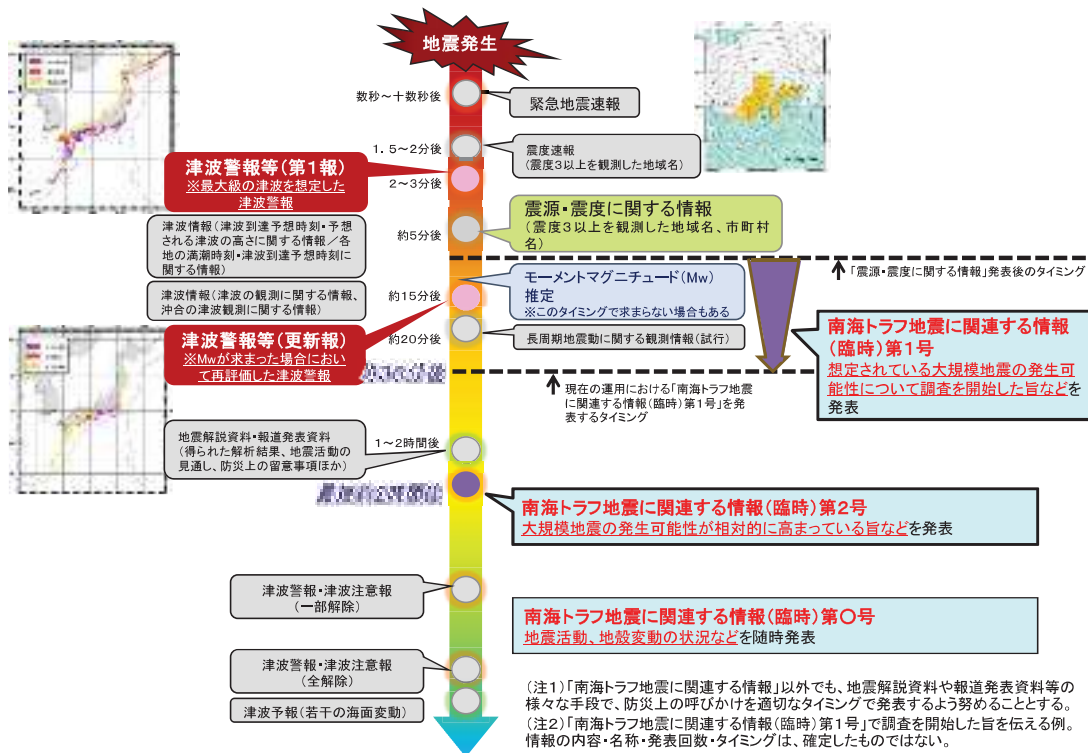


図 28 南海トラフ沿いで地震が発生した場合の各種情報発表の流れ

<防災対応期間経過後の周知のあり方>

「半割れケース」においては最も警戒する期間が経過してから1週間後、「一部割れケース」においては最も警戒する期間の経過後、防災対応のレベルを落とし大規模地震の発生に注意しながら通常的生活を送るものとする。この際、住民や企業等がレベルを落とすための対応が適切に行われることに支障がないよう、国や地方公共団体はしっかり周知するとともに、気象庁は情報のあり方について検討する必要がある。

また、国や地方公共団体は、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことを、住民や企業等に対し、しっかり周知する必要がある。

(3) 防災対応の一斉開始の仕組み

気象庁は、M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は調査を開始し、評価結果等の情報を発表するとともに、政府内に情報伝達することが必要である（図 29）。その情報を受けた政府は、各ケースにおいて取るべき防災対応のレベルに応じて、住民の避難や日頃からの地震への備えを再確認する等、住民や企業等があらかじめ検討した防災対応を一斉に開始する必要がある旨を明らかにすることが必要である。なお、「半割れケース」については、「一部割れケース」や「ゆっくりすべりケース」とは異なり、避難を前提とした防災対応を想定しているため、国は、避難等を含む防災対応を取るべき旨を伝達する仕組みを検討する必要がある（図 30、図 31）。

また、「半割れケース」では、防災対応を取るべき状況かどうかの判断が国に委ねられていること、すでに甚大な被害が発生していること、社会全体が広域な地域で避難継続等を適切に行う必要があること等から、政府から市町村等に防災対応の実施を促すことが必要であり、適切な防災対応を取るため、国、都府県、市町村は、それぞれ体制を確保し、関係機関との連絡調整等を実施する必要がある。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
ケースに該当するかどうか調査を開始する基準	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域でM6.8程度以上の地震が発生した場合 ※プレート境界以外、海溝軸から外側に50km程度以内の範囲での地震を含む 		<ul style="list-style-type: none"> ひずみ計等で著しい変化が捉えられ、想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合
大規模地震発生の可能性が高まったと評価する基準	<ul style="list-style-type: none"> プレート境界でM8.0以上の地震が発生した場合 ※想定震源域の7割程度以上が破壊されたと判断された場合、同様に想定震源域全体が破壊されたと見なす。 	<ul style="list-style-type: none"> プレート境界でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合 プレート境界以外でM7.0以上の地震が発生した場合 ※海溝軸から外側に50km程度以内の範囲での地震を含む ※太平洋プレートの沈み込みに伴う深い地震は評価対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界で通常とは異なる場所や発生様式(変化速度が大きいなど)のゆっくりすべりが発生していると判断した場合

※Mはモーメントマグニチュード

図 29 各ケースの評価基準

<南海トラフでM8クラスの地震が発生>

社会の状況：震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生

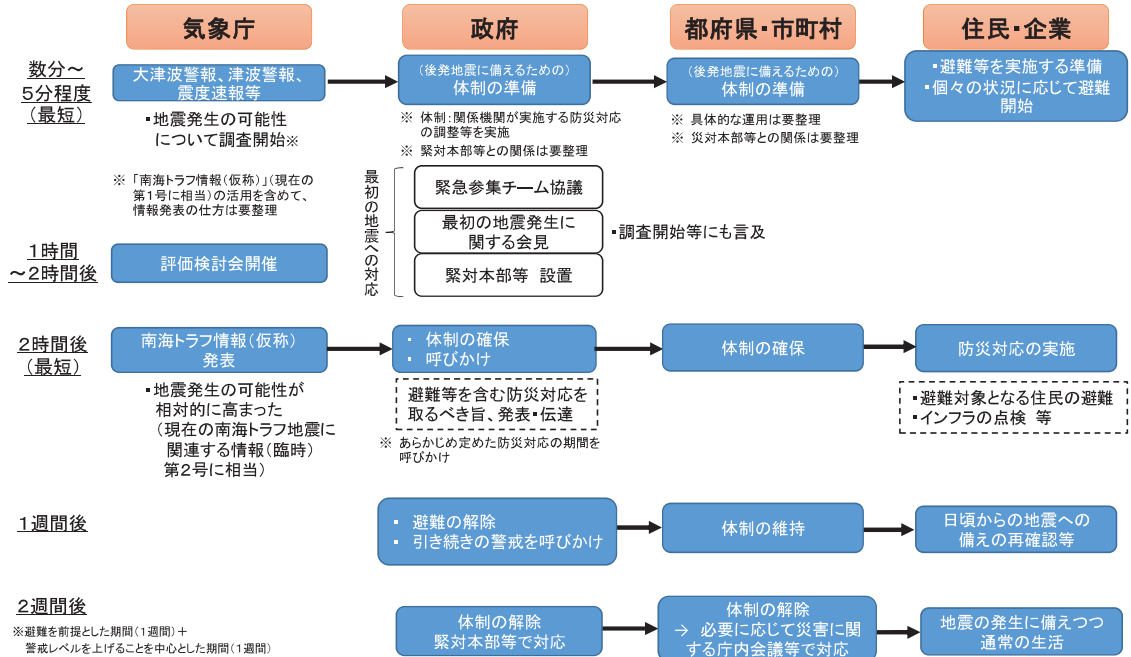


図 30 「半割れケース」における防災対応の流れのイメージ

<南海トラフでM7クラスの地震 or プレート境界面でのすべりが発生>

社会の状況：(一部割れケース)一部を除き多くの地域では被害が発生しない(「半割れケース」と比較すると大きな被害は発生しない)(「ゆっくりすべりケース」)地震動を感じることなく、また津波も発生しない

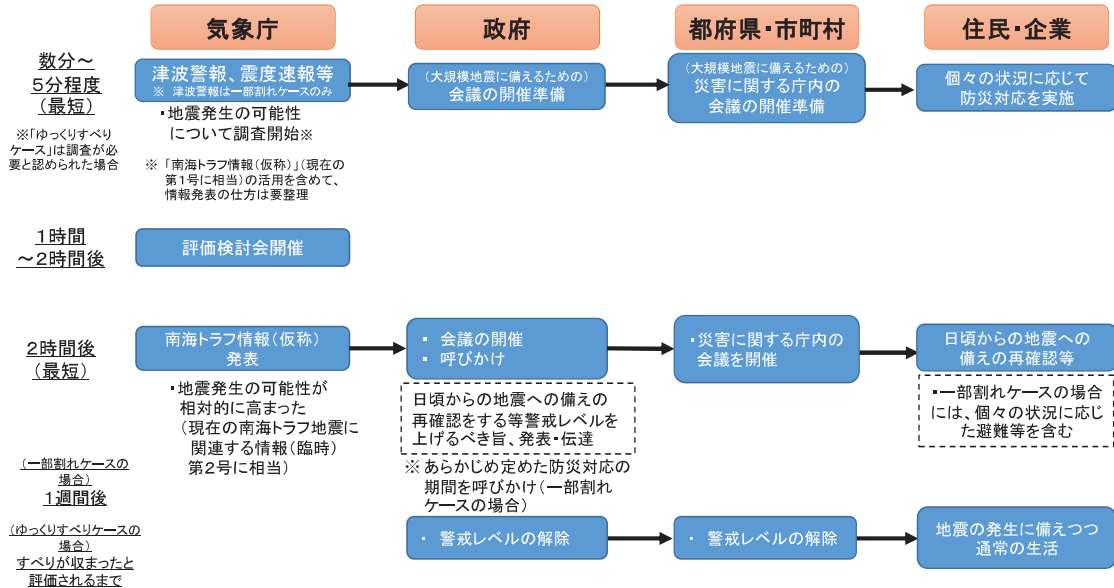


図 31 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」における防災対応の流れのイメージ

7. 住民や企業等の防災対応を検討・実施するに当たって、 配慮すべき事項

前章の仕組みに従って、各主体が防災対応を検討・実施するためには、突発地震対策の促進や社会的混乱を防止するための平常時からの訓練や広報が重要であるとともに、国は各主体の防災対応の検討を促すためのガイドライン（仮称）を示すことが重要である。

（1）突発地震対策の促進

今回の防災対応については、異常な現象が観測されずに突発的に大規模地震が発生する場合の備えを基本とした上で、更なる減災を目指すものである。耐震化や企業の事業継続計画の作成・充実、必要な食料等の備蓄、緊急地震速報や津波警報等の確実な発表ならびに迅速な伝達の体制等の充実、及び積極的な利活用の促進、インフラ・ライフラインの強化等、突発地震に対して実施しておくべき対策を一層進めていくことが、多様な発生形態のある南海トラフの地震対策全体としては最も有効である。また、突発地震対策を進めることにより、大規模地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合の防災対応の負担を軽減することにもつながり、特に、ライフライン等については、住民や企業の活動に大きく影響するため、耐震化等の突発地震対策を加速することが望まれる。さらに、今回の防災対応を実施することで、非常用持ち出し品の確認等の日頃の備えの再確認ができ、突発地震対策にもつながるものである。

また、将来的には、突発地震が発生した場合に、緊急的な避難が難しい地域の解消に向けて取り組むことも重要である。

（2）社会的混乱の防止と適切な情報提供

大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

あらかじめ検討した防災対応を適切に実施するためには、発表される南海トラフ地震関連情報について、住民や企業等が緊急地震速報と同じように正しく理解することが必要であり、そのための周知をする必要がある。また、大規模地震発生の可能性が高まったと評価されても、続いて必ず大規模地震が起こるものではないことを周知することも重要である。さらには、何らかの情報発表によりどのような社会的状況が発生するか今後研究を進める必要がある。

平常時からの訓練や広報の実施により、南海トラフ地震関連情報の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について住民や企業等が正しく理解し、大規模地震発生の可能性等を踏まえて、あらかじめ検討した防災対応を冷静に実施することが重要である。その際、大規模な建築物等に関する耐震化の状況や、企業の事業継続計画の策定状況等を参考に、行動を選択することができるような社会を目指すことが望ましい。

また、いずれのケースにおいても、国は、気象庁の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において評価された結果を、国民に丁寧に周知していく必要がある。特に「ゆっくりすべりケース」は、他のケースと異なり、被害を伴うような地震現象は発生しないが、南海トラフでは前例のない事例として、メディア等で様々な見解が報じられ、社会的な混乱を来すおそれがあることを考慮する必要がある。

(3) 住民や企業等の防災対応の検討を促すためのガイドライン（仮称）

住民や企業等は個々の状況に応じて、自らの防災対応をあらかじめ検討し、それを実施する必要がある。これらの検討や防災対応を効果的に実施するため、国は、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点、検討に参考となるデータ等をまとめた「ガイドライン（仮称）」を示すことが必要である。

「ガイドライン（仮称）」では、国が各ケースの防災対応の基本的な考え方を示し、これに基づき、地域や企業の状況に応じて、地方公共団体や企業

自ら、具体的な防災対応を検討・実施できるようなものとなるよう留意し、地方公共団体と連携しながら作成する必要がある。

また、地方公共団体や企業が防災対応を検討するに当たっては、交通機関やライフライン、学校等が実施する防災対応が大きく影響するため、それらと調和を図る必要があることに留意するとともに、避難の検討においては、液状化等地震発生時の影響についても、可能な限り考慮することが望ましい。

以下、「ガイドライン（仮称）」において、特に留意すべき事項を示す。

<避難先⁶の確保>

大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合、津波に対する多数の避難者が想定されるなか、建物倒壊や土砂災害の不安のある方を加えると、さらに避難者が増加することが想定される。社会全体で混乱せずに冷静に必要な防災対応を取るためには、避難する住民は、あらかじめ、知人宅や親類宅等で大規模地震に対して安全な場所を自ら確保しておくことが重要である。

一方、知人宅や親類宅等への避難が困難な住民については、市町村は避難先の確保等の対応を取る必要があり、その際、地域のコミュニティセンターの有効活用等を必要に応じて検討することが望ましい。国は、例えば避難先となり得る所有の施設の提供を関係機関に要請する等、必要な環境整備に努める。その際、市町村が確保する避難先は、避難予定者数を勘案の上、可能な限り屋内が望ましい。なお、実際の震度によっては、施設の耐震性能や天井の落下防止等の対策状況に応じて、一定のリスクがあることをあらかじめ住民等に説明し、住民と共に避難先を検討することが重要である。また、体が不自由な方は避難や避難生活を送ること自体にリスクがあり、介助の有無等の条件を考慮して具体的な防災対応を検討することや、避難先の環境整備を行っていくこと等が今後の課題である。

⁶ 避難する先は「避難場所」や「避難所」等、様々な場所が想定されるため、それらを総称して「避難先」と表現している。

<避難先の運営>

避難先の運営については、日頃から自主防災組織の育成強化に努め、地域住民で協力して実施できる体制を構築しておくことが重要である。今回の防災対応に基づいて住民が避難する場合、被災している状況とは異なり、水道・電気等のライフラインは通常通りであると想定されるが、避難者数等によっては避難先での食料等の調達が困難となる恐れがあるため、住民は、いつ避難を開始してもいいように、日頃からの食料確保に努めるとともに、事業者が、円滑な物流機能の確保に努めるよう、国や地方公共団体は検討しておく必要がある。

また、多くの住民が避難している地域の防犯等に対する取組についても検討しておくことが必要である。

<防災訓練の実施を通じた計画の見直し>

地方公共団体や企業は、計画に基づいた防災対応が円滑に実施できるよう、防災訓練を定期的の実施しておく必要があり、また、訓練の反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直すことが重要である。

<市町村等の計画策定に当たっての住民参画>

南海トラフ地震関連情報は、確度の高い地震の予測を前提としていないため、市町村が各地域の避難等の防災対応を検討・決定する際には、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、避難等に伴い日常生活に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ住民一人一人が考え、理解しておくことが重要である。そのため、市町村等の計画の策定に当たっては、防災対応の内容、実施時期等に関して、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要がある。

(4) 個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項

住民や企業における防災対応の方向性を踏まえ、通信や物流等の指定公共機関に加えて、以下に示す個別分野における防災対応の方向性について、関係省庁と調整の上、明らかにすることが必要である。

- ✓ 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ✓ 石油類等の危険物を取り扱う施設または事業
- ✓ 旅客運送に関する事業
- ✓ 大規模工場、学校、社会福祉施設、道路、放送、ガス、水道、電気、金融等の地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設または事業

その際、現行の大震法における地震防災応急対策は、2～3日以内に地震が発生することを前提として、公共交通機関の停止等の強い制限のかかった対応となっているが、今回の防災対応については、最も警戒レベルの高い防災対応を取る「半割れケース」においても、安全性に留意しつつ、大規模地震発生の可能性や社会の状況等を踏まえたものにすることが望ましい。

検討に当たっては、学校の休校や体育館等を使用した避難先の確保、保護者の迎えの要否などが社会活動に密接に関係するため、地域で調和のとれたものとする必要がある。また、個別分野だけでなく、港湾区域における作業や足場作業等、地震や津波の発生時のリスクが高い作業にも留意する必要がある。

8. おわりに

確度の高い地震の予測は困難であり、地震予知情報に基づく東海地震の対策の見直しが必要との判断のもと、昨年11月より、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、政府は、具体的な防災対応が決まるまでの当面の対応として日頃からの地震への備えの再確認等の呼びかけを行うこととしている。

このような状況において、本ワーキンググループでは、この具体的な防災対応がどのようにあるべきか、またその防災対応を実行するに当たっての仕組みについて、すでに上記のような運用が開始していることや、南海トラフ沿いの地震の切迫性を踏まえ、丁寧かつスピード感を持って報告書のとりまとめを行った。

南海トラフ沿いの大規模地震は、発生すれば甚大な被害になり、いずれは確実に発生すると考えられている。

したがって、被害をできるだけ軽減するためには、突発的に地震が発生することが多いことも踏まえ、まずは日頃からの地震への備えを行うことが大事である。その上で、不確実ではあるものの、異常な現象が観測された際には、その情報を被害軽減に役立てるという認識が重要である。

この情報を活かす上では、地震発生の時期等を確実に予測することはできないため、大規模地震発生の可能性が相対的に高まった場合でも地震が発生しなかったり、一旦避難した後に自宅等に戻ってから地震が発生する可能性があることから、防災対応を取るべき期間やその防災対応の内容を一律に定めることは困難である。

そのため、防災対応の仕方は、地域による危険度、個人による防災行動の困難度、組織による社会的影響度、事前対策の程度などによって異なり、国が今後示す方向性を踏まえて、個人、家庭、地域、組織などで、防災対応の

仕方について当事者意識を持って考え、地域や地方ブロックごとに連携して対応していく必要がある。つまり、この情報をそれぞれが被害軽減に少しでも役立てるとともに、統一性と多様性、命と生業（なりわい）などのバランスを考えつつ、それぞれの地域で現実的な防災対応の方向性について「解」を見いだしていくことが重要である。

また、今後、科学的な知見の蓄積や、情報発表された場合の社会的な状況予測の研究等を踏まえて、今回の防災対応を見直していく必要がある。

今後、本報告を踏まえ、国は制度等について検討を進めるとともに、関係省庁と連携して各個別分野の防災対応の方向性について検討し、それらを踏まえたガイドライン（仮称）を速やかに提示する必要がある。そのガイドライン（仮称）をもとに地方公共団体や企業等の具体的な防災対応の検討が促進されることを期待するとともに、南海トラフ沿いの大規模地震が発生した場合に、一人でも多くの人命が守られ、物的・経済的な被害が最小化されることを祈念する。

<巻末>

(参考資料1)

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ

委員名簿

主査	ふくわ 福和	のぶお 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター長・教授
委員	いわた 岩田	たかよし 孝仁	静岡大学防災総合センター長・教授
	おおばやし 大林	あつおみ 厚臣	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	かとう 加藤	たかあき 孝明	東京大学生産技術研究所准教授
	きよの 清野	じゅんじ 純史	京都大学大学院工学研究科教授
	くわた 鋤田	やすこ 泰子	神戸大学大学院工学研究科准教授
	さかもと 阪本	まゆみ 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
	たなか 田中	あつし 淳	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター長・教授
	たむら 田村	けいこ 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
	なかの 中埜	よしあき 良昭	東京大学生産技術研究所教授
	のぐち 野口	きくみ 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	はしつめ 橋爪	たかとし 尚泰	日本放送協会報道局災害・気象センター長
	ひらた 平田	なおし 直	東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授
	やまおか 山岡	こうしゅん 耕春	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	やもり 矢守	かつや 克也	京都大学防災研究所教授
	あおき 青木	あきひろ 章泰	日本商工会議所常議員・総合政策委員 (高知県商工会議所連合会会頭)
	くりはら 栗原	だいすけ 大介	一般社団法人中部経済連合会常務理事
	かわかつ 川勝	へいた 平太	静岡県知事
	おざき 尾崎	まさなお 正直	高知県知事

事務局 内閣府政策統括官（防災担当）

(参考資料2)

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ
オブザーバー名簿

どうその 堂園	しゅんた 俊多	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 内閣参事官
いのうえ 井上	のぶお 伸夫	内閣官房国土強靱化推進室 参事官
もりもと 森元	よしゆき 良幸	警察庁警備局 警備課長
いしだ 石田	しんや 晋也	金融庁総務企画局 総務課長
やまの 山野	けん 謙	総務省大臣官房 総務課長 ※1
えびはら 海老原	さとし 諭	総務省大臣官房 総務課長
たなべ 田辺	やすひこ 康彦	消防庁国民保護・防災部 防災課長 ※1
かわさき 川崎	ほたか 穂高	消防庁国民保護・防災部 防災課長
やまかわ 山川	まさお 昌男	文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課長 ※2
かさばら 笠原	たかし 隆	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）
まつざき 松崎	としひさ 俊久	厚生労働省大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室長 ※1
からき 唐木	けいすけ 啓介	厚生労働省大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室長
つじもと 辻本	けいすけ 圭助	経済産業省大臣官房 参事官（技術・高度人材戦略担当）
まつやま 松山	やすひろ 泰浩	資源エネルギー庁長官官房 総務課長 ※1
はたやま 畠山	ようじろう 陽二郎	資源エネルギー庁長官官房 総務課長
まつもと 松本	やすお 康男	中小企業庁事業環境部 企画課経営安定対策室長※1
さとう 佐藤	ふみお 二三男	中小企業庁事業環境部 企画課経営安定対策室長
とだ 渡田	しげひこ 滋彦	国土交通省大臣官房 参事官（運輸安全防災）
さとう 佐藤	かつひで 克英	国土交通省水管理・国土保全局 防災課長 ※1
こばやし 小林	みのる 稔	国土交通省水管理・国土保全局 防災課長
のむら 野村	りょういち 竜一	気象庁地震火山部 管理課長
かねこ 金子	のぶひさ 修久	海上保安庁警備救難部 環境防災課長 ※1
いしがき 石崎	のりひろ 憲寛	海上保安庁警備救難部 環境防災課長

※1：平成30年6月11日（第2回）まで

※2：平成30年8月6日（第3回）まで

(参考資料 3)

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ

開 催 経 緯

第 1 回 (平成 30 年 4 月 12 日)

- (1) 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」概要とその後の政府の対応
- (2) モデル地区における検討状況
- (3) 本ワーキンググループにおける検討内容(案)と今後の進め方(案)

第 2 回 (平成 30 年 6 月 11 日)

- (1) モデル地区における検討状況
- (2) 自治体アンケートの結果
- (3) 異常な現象が観測された際の避難について

第 3 回 (平成 30 年 8 月 6 日)

- (1) 企業における防災対応について
- (2) 半割れ(大規模地震)/被害甚大ケースにおける具体的な防災対応について

第 4 回 (平成 30 年 9 月 25 日)

- (1) 一部割れケース、ゆっくりすべりケースにおける具体的な防災対応について
- (2) ワーキンググループにおける確認事項について

第 5 回 (平成 30 年 10 月 23 日)

- (1) 防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会について
- (2) 各ケースの防災対応の考え方
- (3) 本ワーキンググループのとりまとめイメージ

第 6 回 (平成 30 年 11 月 13 日)

- (1) 防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会の報告
- (2) 異常な現象を観測した場合の防災対応の流れ
- (3) ワーキンググループとりまとめ骨子(案)

第 7 回 (平成 30 年 12 月 11 日)

- (1) 防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会の報告
- (2) ワーキンググループ報告書(案)